

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則

平成二十六年四月一日

三重県規則第三十八号

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則をここに公布します。

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（認定の申請）

第三条 条例第十六条第一項の規定により認定を受けようとする中小企業・小規模企業（以下この条及び第五条第一項において「認定申請企業」という。）は、三重県版経営向上計画認定申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行うことができる認定申請企業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十二号）第二条第一項、第五項及び第十三項に規定する営業を行う者を除くものとする。

3 知事は、条例第十六条第三項の規定により認定をしたときは、速やかにその旨を認定申請企業に通知するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、認定の申請に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（記載事項）

第四条 条例第十六条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 経営の課題及び計画の概要
- 二 計画における地域社会への貢献の概要

2 前項に定めるもののほか、記載事項に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（認定の基準）

第五条 条例第十六条第三項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 計画が法令に違反していないこと。
- 二 計画が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- 三 認定申請企業が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第五号において同じ。）でないこと。
- 四 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）が認定申請企業の事業活動を支配する者でないこと。
- 五 認定申請企業若しくはその事業活動を支配する者が暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、認定の基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（変更の申請）

第六条 条例第十六条第五項の規定により変更の認定を受けようとする認定中小企業・小規模企業は、三重県版経営向上計画変更認定申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十六条第三項及び第五条の規定は、条例第十六条第五項の認定について準用する。

3 知事は、条例第十六条第五項の規定により認定をしたときは、速やかにその旨を第一項に規定する認定中小企業・小規模企業に通知するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、変更の申請に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（軽微な変更）

第七条 条例第十六条第五項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 住所、名称及び代表者の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に認める変更

- 2 認定中小企業・小規模企業は、前項各号のいずれかに該当するときは、認定三重県版経営向上計画に係る変更報告書（第三号様式）により、知事に報告しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、軽微な変更に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（事業の中止等の届出）

第八条 認定中小企業・小規模企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、中止（廃止・変更）届出書（第四号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 条例第十六条第一項の認定を受けた計画（条例第十六条第五項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この号において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき。
 - 二 中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。
- 2 前項に定めるもののほか、事業の中止等の届出に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日三重県規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月七日三重県規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に知事に対してなされている改正前の三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づく申請、届出その他の行為は、改正後の三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則に基づく申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。